

第3編 基本計画

● 基本目標 I. 安心して暮らせる“まちづくり” <住民生活分野>

施策の項目	<主要施策>	
O1 道路・交通網の整備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 計画的な道路交通網の整備 (2) 公共交通の維持・確保 	<ul style="list-style-type: none"> ① 国道の整備要請 ② 道道の整備要請 ③ 町道の整備 ④ 橋梁の整備
O2 情報通信網の整備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 情報通信環境の整備 (2) 地域の情報化 	<ul style="list-style-type: none"> ① 高度情報化に対応した環境整備 ② 難視聴対策 ③ 情報提供システムの整備 ① 行政情報の提供体制整備 ② 地域情報化の推進
O3 住宅環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> (1) 住民ニーズに対応した公的住宅整備の推進 (2) 良好なまちなみ景観の創出 	
O4 上下水道の整備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 水道事業 (2) 下水道事業 	<ul style="list-style-type: none"> ① 水道施設の整備 ② 水質の管理・保全 ③ 使用料の検討 ① 公共下水道事業の推進 ② 下水道への加入促進 ③ 使用料の検討
O5 消防・救急体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> (1) 常備消防体制の充実・強化 (2) 消防団の充実・強化 (3) 消防施設の整備 (4) 火災予防対策の推進 (5) 救急体制の整備 	
O6 防災体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域防災計画の見直し (2) 「自助・共助・公助」体制の確立 (3) 防災環境の整備 (4) 耐震化の推進 	
O7 交通安全・防犯対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> (1) 交通安全対策 (2) 防犯対策 	<ul style="list-style-type: none"> ① 交通安全意識の高揚 ② 交通安全施設等の整備 ① 防犯意識の高揚 ② 防犯活動の強化 ③ 防犯施設の整備
O8 消費者保護対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> (1) 相談業務の充実 (2) 消費者教育の推進 	

第1章 安心して暮らせる“まちづくり”

＜住民生活分野＞

第1節 道路・交通網の整備

【現状と課題】

本町の主要道路としては、国道2路線、道道4路線、町道234路線が道路網を形成し、国道においては、二興橋・ルロチ橋・湖畔橋の拡幅（架替）が整備され、道道においては、道道紋別興部線が改良中であり、これに町道の整備を逐次進めているのが現状です。

近年は、地域経済の活性化、地域間交流の活性化の他、災害に備えた道路網の整備が重要な課題となっています。また、町民生活が広域化する中で、周辺各市町村や集落間の連絡の強化等、交通量の増大に対応する生活路線としての道路整備、道路維持が求められています。

町道は集落相互を結び生活道路として町民生活に身近なものであり、重要な位置を占めていますが、改良、舗装等が必要な路線もあり、地域幹線道路の早急な整備を進めるとともに、町民の日常生活の利便性、安全性を確保するための整備及び維持修繕を進める必要があります。

公共交通については、マイカーを持たない高齢者や通学生徒など交通弱者の移動手段としてバス路線の充実が求められています。現在は民間バス事業者に対して運行路線を維持するための支援と町内における住民スクールバスの運行により住民の足を確保していますが、今後とも交通弱者対策として継続的にバス運行路線を維持する必要があります。

【基本方針】

道路交通網の整備については、国道・道道・町道等の体系的な道路網の整備を進めていくとともに、日常生活道路の整備を図り、安全な道路環境づくりを進めます。

また、町民生活の重要な交通手段として、バス路線の維持・確保に努めます。

【主要施策】**(1) 計画的な道路交通網の整備****① 国道の整備要請**

広域道路網としての国道の改良や維持修繕を進めるよう要請をするとともに、線形改良や歩道の整備、交通安全施設等の整備を要請します。

② 道道の整備要請

周辺市町村を結ぶ広域的な幹線としての整備を進めるよう要請するとともに、交通安全施設等の整備を要請します。

③ 町道の整備

町道は、町民の日常生活と結びついた生活道路として、緊急度の高い路線を優先した計画的な整備や、維持補修に努めます。また、歩道については、波うち解消等のバリアフリー化（フラット化）を行い、通学路や医療、福祉施設等公共施設を中心とした安全な道路環境づくりを進めます。

④ 橋梁の整備

橋梁長寿命化修繕計画により、安全性や老朽度等を考慮した橋梁の整備に努めます。

(2) 公共交通の維持・確保

町民の移動交通手段として、バス路線の維持・確保に努めます。
また、冬期間の交通網の確保を図ります。

第2節 情報通信網の整備

【現状と課題】

本町では、移動距離・時間をもたらす情報格差を解消すべく、町内全域に光ファイバー網を整備し、新たな難視聴地域に光ファイバー網を利用した地上デジタルテレビ放送の再送信を行い、災害時の情報伝達手段としては、興部・沙留の市街地に屋外拡声装置、町内の公共施設にIP告知端末の整備を行ってきました。

今後は、ブロードバンド環境を生かした各種サービスの提供、整備された施設の維持管理を適切に行うとともに、興部民放テレビ放送中継局から電波を受信している地域で発生している電波障害の解消対策に国や放送事業者と連携を図りながら努める必要があります。

また、屋外拡声装置による放送範囲外への情報伝達手段についても検討が必要です。

【基本方針】

ブロードバンド環境に対応した、各種サービスの提供と都市と地方における情報格差の解消を図るため、関係機関との連携により効率的な情報環境の整備を推進するとともに、高齢化社会に対応した、情報提供体制のあり方について検討します。

【主要施策】

(1) 情報通信環境の整備

① 高度情報化に対応した環境整備

民間事業者との連携により、より高度な情報通信サービスの利用促進に向けた環境整備に努めます。

② 難視聴対策

興部民放テレビ放送中継局から電波を受信している地域において発生している電波障害について、解消に向けた対策に努めるとともに、携帯電話不通話区域の解消に向けて、放送通信事業者との調整を進めます。

③ 情報提供システムの整備

災害等の**危機管理***に対応するため、情報の迅速かつ円滑な提供に向けた環境整備と情報通信網の活用を検討します。

(2) 地域の情報化

① 行政情報の提供体制整備

庁内各部署や関係機関との連携強化を図り、町民生活に必要な情報を中心とした各種情報の提供体制を、情報通信技術の活用等により充実するとともに、高齢化社会に対応した情報体制の確立に努めます。

② 地域情報化の推進

高度情報環境の有効利用を推進するため、意識の啓発や広報活動を進めるとともに、情報化に対応できる人材の育成・教育に努めます。



第3節 住宅環境の向上

【現状と課題】

本町では、平成21年度に交付金事業を活用して興部町住宅施策推進基礎調査を行い、住宅マスタープランと公営住宅等長寿命化計画を策定しました。住宅マスタープランでは人口基盤に関わる課題（人口減少、高齢化等）と住宅に関わる課題（公的借家依存の増加等）があげられており、また、公営住宅等長寿命化計画では今後活用していく団地と用途廃止を前提とする団地を位置づけています。今後はこの計画に基づき事業を検討し推進します。

一方で、低廉家賃住宅への入居希望者もあることから公営住宅事業とは別に、家賃設定や整備基準等も比較的緩和することが可能な「町営住宅」の整備検討も引き続き必要です。

【基本方針】

興部町公営住宅等長寿命化計画に基づき、適正な住宅の整備と供給に努めます。

住宅環境向上の観点から、屋根葺替、通路改良舗装等、公営住宅維持管理に努めます。

【主要施策】

（1）住民ニーズに対応した公的住宅整備の推進

近年多様化してきている住宅に対する住民ニーズを的確にとらえ、興部町公営住宅等長寿命化計画の推進に努めます。特に低廉家賃の住宅や単身者・老人世帯等に配慮した公的住宅の提供を目指します。

（2）良好なまちなみ景観の創出

老朽化した公営住宅の用途廃止や使用されていない町有施設等の取り壊しを推進し、良好なまちなみ景観の創出に努めます。また、用途廃止後の跡地利用については、関係部署と協議し有効利用を図ります。

第4節 上下水道の整備

【現状と課題】

本町の水道は、平成21年度末には、これまで**営農飲雑用水道***として給水してきた小規模区域についても統合・拡張変更し、町内全てが簡易水道区域となりました。

沙留地区への慢性的な水量不足は配水池増設を実施したことで解消傾向にはありますが、今後の水需要によっては更なる施設整備が必要となります。

住吉・富丘地区については、平成18年度より浄水場新設整備を実施し、平成22年度より供用開始をしております。

豊野地区浄水場は施設の老朽化のため平成24年度より機器更新事業を実施し、平成26年度末には完了の予定であります。

近年、各浄水場では水源水質が悪化傾向にあり、色・濁度、異味・異臭など様々な問題が発生していることから、今後は水質改善に向けた施設の整備が必要です。また、水道開設以来敷設している配水管・弁・栓関係についても随時更新を図り、導水管・送水管については更新計画を策定し、整備する必要があります。

興部市街地の公共下水道の整備率は82.3%、普及率99.4%、水洗化率91.4%となっています。（平成24年3月末日現在）

沙留市街地の整備率は88.4%、普及率99.9%、水洗化率72.3%となっています。（平成24年3月末日現在）

興部下水終末処理場は、平成19年度から平成23年度の5カ年で機器の更新を実施してきました。

今後は、興部・沙留地区ともに宅地化の動向によっては管渠の整備を行っていく必要があります。興部地区の管渠については、敷設から30年を超える箇所もあり、長寿命化計画を策定した上で、計画的な改築・更新を実施していかなければなりません。また、沙留下水終末処理場についても、今後、機器の老朽化が進み、更新時期を迎えるため、長寿命化計画を策定し、計画的な改築・更新が必要です。

下水道事業会計は非常に厳しい経営状況であるため、会計の健全化に向けて適切な使用料のあり方を検討する必要があります。

【基本方針】

水質悪化傾向にある各浄水場の浄水処理設備の増補改良更新を計画的に進めるとともに、管路施設の計画的な整備更新を進めます。また、今後の人口減少に伴い水道使用料金の適切なあり方を検討します。

下水道については、未普及地区における住宅整備に対応した管渠整備と普及活動を推進するとともに、老朽化した管渠の長寿命化計画を策定し、計画的な改築・更新を進めます。

沙留下水終末処理場の長寿命化計画を策定し、更新事業を計画的に進めます。また、適切な使用料のあり方を検討します。

【主要施策】

(1) 水道事業

① 水道施設の整備

水道水の安定供給に向け、浄水場・管路（導水・送水・配水管）の整備更新を計画的に進めます。

② 水質の管理・保全

町民に安全で安定した水道水を供給するため、水質の保全と浄水機能の向上に努めます。

③ 使用料の検討

人口減少と施設整備経費を考慮し、受益者負担の原則に基づき、水道使用料金の適切なあり方を検討します。

(2) 下水道事業

① 公共下水道事業の推進

今後の宅地化の動向を見ながら管渠整備を推進します。老朽化した管渠の長寿命化計画を策定し、改築・更新を計画的に進めます。また、沙留下水終末処理場の長寿命化計画を策定し、改築更新を計画的に進めます。

② 下水道への加入促進

下水道の社会的な必要性や下水処理の仕組みなどのPR事業を積極的に展開し、町民の理解を得ながら加入を促進します。

③ 使用料の検討

将来的な施設維持経費や他市町村の料金体系を考慮し、適切な使用料のあり方を検討します。

第5節 消防・救急体制の充実

【現状と課題】

近年、災害の態様も多様化・大規模化の傾向にあり、死者・行方不明者約2万人という未曾有の被害となった東日本大震災をはじめ、豪雨災害や竜巻災害など自然災害も多く発生しています。本町においても大雨による水害や地震による津波など自然災害の発生が懸念されており、多様化する災害に対し、迅速かつ的確に対応するために消防体制及び施設の充実強化・高度化が求められています。

火災発生状況は過去5年間で年平均4件発生しており、主な出火原因は電気配線、ストーブ、たき火等によるものとなっています。今後火災件数を減少させるためには町民一人ひとりの防火意識のさらなる向上を図ることが必要であるとともに、住宅火災による被害の軽減及び死傷者の減少を図るため住宅用火災警報器の普及、促進を図る必要があります。

救急業務については、高齢化の進展や疾病構造の変化等により出動件数は年々増加しており、初期対応の迅速かつ的確な救急体制の整備や高規格救急自動車、及び救急資器材の整備更新、救急救命士の資質向上が必要です。

また、平成23年3月に北海道から示された「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」に基づいて、緊急性・専門性の高い症例の傷病者を適切な医療機関へ直接搬送する体制の整備が必要となっています。

【基本方針】

各種の災害に確実・迅速に対応できる消防力を強化するため、消防体制の確立及び予防体制を充実し、被害の軽減及び災害の予防と家庭や職場における防火対策や町民の防災意識の啓発等を推進し、地域の防災力の強化を目指します。

また、増加する救急需要に対応するため、救急・救助体制の確立や町民への応急手当の普及啓発により、救命率の向上を目指します。

【主要施策】

(1) 常備消防体制の充実・強化

多様な災害に対応できるよう消防組合構成市町村と連携を強化し、消防体制の一層の充実を図ります。

(2) 消防団の充実・強化

消防団組織を維持し、消防団員の充足率95%以上を目標に入団促進活動を進めていきます。

また、実戦的な訓練や専門的な研修を実施し、消防団員の技術や知識の維持・向上を図ります。

(3) 消防施設の整備

現有消防機器及び車両の計画的な更新整備により消防力の確保を図ります。また、法改正による消防救急無線デジタル化に対応した通信設備の整備を図ります。

(4) 火災予防対策の推進

火災を予防するため、防火対象物や危険物施設への立入検査を行い、消防用設備の維持管理や危険物の取扱いが適切に行われるよう指導します。

また、町民や各事業所への消防訓練、広報活動などを通して防火に関する情報提供及び防火意識の啓発を行うとともに、住宅火災による被害の軽減を図るために住宅用火災警報器の普及、促進に努めます。

(5) 救急体制の整備

救急業務の多様化・高度化等に対応するため救急救命士の資質向上に努めるとともに、高規格救急自動車及び救急資器材の整備・更新を図ります。さらに、医療機関などの関係機関との協力体制の強化に努め、緊急性・専門性の高い症例の傷病者を適切な医療機関へ直接搬送する体制の整備に努めます。

また、町民への心肺蘇生法や **AED*** の使用方法をはじめとする普通救命講習等の応急手当の普及を図り救命率向上に努めます。

第6節 防災体制の充実

【現状と課題】

近年、気象の変化が著しい中、北海道にも頻繁に台風が上陸し、また局所的な大雨が記録され、さらに、地震と津波で大きな被害をもたらした東日本大震災が発生するなど、これまでに経験のない災害が発生しています。本町においても頻繁かつ大規模な災害の発生が懸念されていることから、町では防災会議を組織するとともに、地域防災計画を策定し、防災体制づくりを進めています。

災害が多様化・大型化する中で、「自助（自分の身を自分の力で守る）」と「共助（地域や近隣で助け合う）」による地域防災力の向上と、「公助（行政による救助・支援）」が有機的に繋がる体制の整備が必要です。

津波警報の発令や国民保護法における有事など、緊急避難を要する事案に迅速に対応するためには、情報伝達手段の拡充が必要となっています。

また、平成22年度に策定した興部町耐震改修促進計画に基づき、順次公共建築物の耐震化を図り、一般住宅等においても耐震化を推進することが必要です。

【基本方針】

緊急時や災害時に迅速な対応ができるよう、現行体制の更なる機能化を推進し、関係機関及び地域自治会との協力による防災体制の充実を図るとともに、危機管理体制の構築に併せて、防災情報を提供する環境の充実に努めます。

また、津波災害では、津波到達までの時間が短いことが想定されることから、短時間で高台への避難が困難な地域の避難対策について検討を進めます。

興部町耐震改修促進計画に基づき、町内建築物の耐震化に努めます。

【主要施策】

（1）地域防災計画の見直し

多様化する災害への対応や、地域の特性・実情に即した地域防災計画の見直しを進めます。

また、初動体制の見直しや関係機関・事業所との連携など、状況の変化に対応した防災体制を構築します。

（2）「自助・共助・公助」体制の確立

地域自治会と協働による地域ぐるみの防災体制の確立を図り、防災意識の高揚、情報伝達体制の強化などを進めます。

また、企業・事業所等を含めた自主防災組織の育成とその活動の支援に努めます。

(3) 防災環境の整備

災害時又は国民保護計画に基づく住民の安全確保のため、情報伝達体制を更に強化するとともに、避難所標識、海拔標識などの避難誘導標識の設置や、非常用の食料・飲料の備蓄、非常用発電機の整備などに努めます。

(4) 耐震化の推進

興部町耐震改修促進計画に基づき耐震化が必要な建築物の診断を行い、診断結果に応じた耐震補強等の工事に努めます。



第7節 交通安全・防犯対策の充実

【現状と課題】

道路交通量の増大や交通環境の向上による走行速度の上昇、さらには高齢化社会の進展により高齢運転者が増加し、重大事故につながる事例が増えています。

本町においても、交通安全施設の整備や交通安全啓発等の運動を関係機関と連携し取り組んできました。

交通事故を未然に防ぎ安全で快適な交通社会の実現には、従来の組織的活動だけではなく町民一人ひとりが「自分の身は自分で守る」、「人に迷惑をかけない」等の交通ルールやマナーを身につけることが重要です。

今後も、より一層交通安全運動を推進し、町民一人ひとりの交通安全意識を高め、交通事故防止に努めなければなりません。

防犯では、複雑多様化する地域社会の情勢に伴い、全国的な傾向として犯罪の巧妙化、広域・低年齢化が進んでおり、社会的に注目を集める凶悪事件が増加しています。また、都市化の進展や生活の多様化により、地域社会の連帯感が希薄化し地域が持っていた犯罪抑止機能が低下していると考えられます。

こうした中で、安全・安心なまちづくりに向けた自主防犯組織が結成されるなど、地域に根ざした活動が取り組まれています。

今後も、犯罪のない安全で安心して暮らせる地域社会をつくるため、犯罪の発生防止に向けた啓発活動等の実践により町民一人ひとりの防犯意識を高めるとともに、関係機関との連携による地域ぐるみでの防犯体制の強化を図る必要があります。

【基本方針】

交通事故を未然に防ぐため、交通安全運動等を通じて交通安全の意識を高めるとともに、交通安全施設の整備に努めます。

また、町民が安全で安心して暮らせる地域づくりを目指し、防犯意識の高揚を図り、地域連携による防犯体制の強化に努めます。

【主要施策】

(1) 交通安全対策

① 交通安全意識の高揚

交通安全意識・交通マナーの向上を図るため、家庭をはじめ幼児や児童生徒、高齢者を対象とした体験・実践型の交通安全教室を開催するとともに、関係機関・各種団体との連携を図りながら交通安全運動を推進します。

② 交通安全施設等の整備

交通事故を未然に防ぐための危険箇所診断の実施により、カーブミラーや回転灯の設置等、必要な安全施設の整備に取り組み、安全で快適な交通環境づくりを推進します。

(2) 防犯対策

① 防犯意識の高揚

広報紙やパンフレットによる防犯知識の普及を図るとともに、警察など関係機関との連携を図り防犯活動を推進し、町民の防犯意識の高揚に努めます。

② 防犯活動の強化

地域、警察・関係機関との連携のもと、地域実態に応じた防犯体制を確立するとともに、広域的連携により犯罪防止に努めます。

③ 防犯施設の整備

犯罪防止と安全な生活環境を形成するため、防犯灯などの防犯設備の設置促進に努めます。



第8節 消費者保護対策の充実

【現状と課題】

消費者を取り巻く環境は急激に変化しており、インターネット、携帯電話における被害や振り込め詐欺、高齢者を狙った悪質な訪問販売、契約・解約をめぐるトラブル、買取詐欺の増加など、消費者問題は益々複雑・多様化、深刻化している状況です。

安全で安心できる消費生活を送るためには、町民自らが知識や判断力を高め、正しい情報を選択できる消費者になることが求められることから、広報誌等の活用により消費生活に必要な各種情報を提供するなど、トラブルを未然に防止する対策を図っていくことが必要です。

また、道消費生活センターをはじめ関係機関との連携を強化し、相談業務の充実やトラブルから消費者を救済する取り組みも重要です。

【基本方針】

消費者の正確な判断により安全な消費生活が送れるよう、情報提供や啓発活動などの取り組みの充実を図るとともに、被害者の適切な救済と未然防止に向けた相談体制の充実に努めます。

【主要施策】

(1) 相談業務の充実

複雑・多様化している相談や苦情に対応するため、道消費生活センター等の関係機関との連携を強化し相談体制の充実を図るとともに、消費者教育と安全な消費活動の促進を図ります。

(2) 消費者教育の推進

消費者が安全で豊かな消費生活を営む事ができるよう、広報誌等を通じて消費者教育の啓発活動を実施し、各種団体の自主的活動の促進を図ります。